

一 中 生 の 約 束 事（校則：R5.5.17 改訂版）

六ヶ所第一中学校 ~~指導~~生徒部

1 なぜこの約束事があるのか

学校とは様々な学びを通して、社会に出た際、集団生活等において困らない資質を身に付ける場でもある。そのために、生徒は教職員を尊敬し、教職員は生徒を慈（いつく）しむ。これらを基本とし、集団で生活するための必要最低限の約束事を学びの主体者である生徒、支援者である保護者・教職員で随時検討し、時代や社会に即した約束事であると共に、約束事を守ろうとする生徒を育成する手段のひとつとして一中生の約束事を設けるものである。

- (1) この約束事は、一中生の成長・発達に資するために必要なものであること。
- (2) 男女の頭髪・制服~~衣類~~の衣替え期間を撤廃し、性差や季節に関係なく、自分で考え選んだ頭髪・服装であること。
- (3) この約束事を検討（追加・廃止）する際は、
 - ア 生徒からの要望は生徒会執行部が検討事項を整理し、生徒会顧問→生徒指導主事→教頭→PTA会長の諮問を経て、校長が検討会開催の有無を判断する。検討事項がある場合は、2月に検討会（※1）を開催し、約束の追加（廃止）の検討及び判断をする。
 - イ 保護者及び教職員からの要望は教頭が検討事項を整理し、PTA会長の諮問を経て、校長が検討会開催の有無を判断する。検討事項がある場合は、2月に検討会（※1）を開催し、約束の追加（廃止）の検討及び判断をする。
- (4) この約束事がある以上、一中生はその約束事を守ろうとし、保護者・教職員は守らせようとする。こと。
※1 検討会（検討事項がある場合2月に実施）は、生徒代表：生徒会長（1）、生徒会副会長（2）、生活環境委員長（1）、保護者代表：PTA 会長（1）・PTA 副会長（3）PTA 生徒指導委員会委員長（1）、学校代表：校長（1）、教頭（1）、生徒指導主事（1）、生徒会担当（1）の13名とする。

2 服装：誰が見ても好感がもてる正しい服装を心がける。

- (1) 学生服
 - ア 学校指定の学生服または白のワイシャツ。
 - イ ベルトの色は黒、紺、茶とする。
- (2) セーラー服
 - ア スカートの丈は膝が全て隠れる長さとする。
 - イ 夏服の場合は靴下とする。
 - ウ 冬服の場合はストッキングまたは靴下とする。
- (3) 靴 下
 - ア 白・黒・紺・グレー色とし、くるぶしが完全に隠れる長さとし、高さ（長さ）はふくらはぎの半分以下とする。（ワンポイントは認める）
- (4) 運動着等
 - ア 運動着：学校指定のトレーニングウェア、半袖、ハーフパンツとする。
名前を刺繍し、袖や裾などを加工せず、体格の合ったものを正しく着用する。
 - イ 内履き：学校指定のシューズとする。（かかとに名前を書く）
 - ウ 外履き：夏季は体育の授業や部活動に適したシューズとする。
冬季はかかとの高いブーツは避け、安全を確保できる履物とする。
 - エ 防寒具：時期や天候にあったものを着用する。
 - オ 制服・セーラー服の中に着るTシャツは、原則白色とする。また、寒い時は、白・黒・紺・グレー色の長そでシャツでもよい。（ワンポイントは認める）
いずれも制服やセーラー服からはみ出さないように着用する。
- (5) その他
 - ア トレーニングウェアへの着替えは、教科から指示があった場合と昼休みとする。
着替えの際、各学年の更衣室を使ってもよい。
健康上、特別な申し出があった場合は、別室を利用する。
 - イ 何らかの理由によりトレーニングウェアで登校する場合は、事前に理由を伝える。

- ウ 朝会時はトレーニングウェア（半袖・ハーフパンツ）で登校してもよい。
また、真夏日（気温30度を超える）が予想される場合は、半袖、ハーフパンツで登校してもよい。
- エ 儀式的行事（入学式、始業・終業式、卒業式、修了式）や文化祭・公開授業等の時は服装を学校（指導部）で指定する。

3 頭髪：勉強やスポーツにじゃまにならない中学生らしい髪型をする。

- (1) 前髪は目にかからない程度、後髪は制服の襟程度の長さとする。
長い場合は黒・紺・茶のヘアピンやヘアゴムで結う。
- (2) パーマや染色・脱色は原則禁止とする。髪の矯正に関することは学級担任に相談する。※2
- (3) 眉毛は整える程度とし、必要以上に加工しない。※3
- (4) 香料入りの整髪料及び香水等は使用しない。
- (5) ファッション性のある頭髪はしない。
※2 ストレートパーマや縮毛矯正は学級担任に相談する。
※3 アイブローペンシル等での加工はしない。

4 持ち物

- (1) カバン類
ア 登下校は学校指定のスクールザック、サイドバックを使用すること。
- (2) 持ち物
ア 学校生活に必要なもの、授業で使うもの以外は持ってこないこと。
必要があり持ってきた場合は朝のうちに担当の先生に預ける。
 - ① カッター等の刃物は持ってこない。
 - ② カバン・筆箱には、プリクラを貼るなどの装飾はしない。
 - ③ 自分のカバン等である目印となるキーホルダー等は、1つまでとする。
- イ 部活動で使用する靴は、袋に入れ、廊下の雨具かけのフックにしっかりかける。
- ウ ロッカーに入りきらないバック等は指定の場所に置く。
 - ① 自分の下足箱や空いている下足箱には入れない。

5 登下校：交通ルールやバスの利用マナーを守って登下校する。

- (1) 欠席、遅刻、早退の場合は8時までに保護者に電話してもらうこと。
- (2) 自転車通学生は、必ずヘルメットを着用し、交通ルールを順守すること。
 - ① 自転車通学の期間は学校が指定する。自転車の使用に危険が予想される状況になった場合は、自転車による通学を禁止する。また、その時点から次年度の交通安全教室まで、自転車による登下校はできない。
- (3) バス通学生は、マナーを守ってバスを利用すること。
 - ① バス待ち生徒の控室は、各教室とし、静かに読書や勉強などをして待機する。
- (4) 登下校時は寄り道や買い食いせず、真っ直ぐ登校・帰宅すること。

6 校内生活：公私の区別をつけ、みんなのことを考えて行動する。

- (1) 休み時間の過ごし方
 - ア 次の授業の準備を最優先し、授業開始3分前には着席して静かに予習・復習もしくは読書をする。
 - イ 学年始に確認したトイレを原則使用すること。
 - ウ 昼休みの体育館や特別教室の使用は、5校時開始10分前には中止し次の授業の準備に入れるようにすること。
 - エ 体育館ステージ、ギャラリーでは遊ばないこと。使用した場所や道具等の整理整頓をして、きれいな状態にする。
 - オ 図書室以外の3階は、授業以外はいかない。
 - カ 学校内ではTP0に応じた行動をする。
- (2) 放課後全般
 - ア 帰りの会終了後は、カバン類をすべて持ってカバン置き場を空にし、すみやかに課後活動（委員会や部活動）の活動場所へ行く。
 - イ 課後活動がない場合、または課後活動が終了したら、直ちに下校する。

ウ 委員会活動や学級活動などの活動（仕事）が重なったときは、必ず双方の顧問の先生に連絡し、指示を受けること。

(3) 委員会活動

- ア 活動日は、顧問の先生と一緒に活動すること。（生徒だけの勝手な判断で活動をしない）
イ 活動時間は最長 17:00 までとし、以降は部活動に参加する。（延長活動は、この限りではない。）

(4) 部活動

- ア 帰りの会終了後は速やかに活動場所に行き、各部の計画に従って顧問の先生の指示を受けて活動すること。部活動終了後や休止日は速やかに下校する。
イ 持ち物は必ず活動場所へ持っていき、終了後は教室へ戻らないこと。
ウ 部活動の服装については、部活動顧問の指示による。
エ 活動時間は最長 18:00 までとし、18:15 までに門を出る。（ただし、中体連夏季大会及び新人大会は、大会の 2 週間前から 19:00 までの活動延長を認める。）
オ 3 年生の活動は、原則上北地方中学校体育大会夏季大会までとし、その後は、顧問からの要請があった場合のみ活動に参加することができる。
カ 定期テスト、実力テストともに 3 日前から部活動を休止とする。（学習時間の確保）特別な事情のある場合（県大会以上につながる大会など）は、校長の承認や許可を得た上で部活動を行うことができる。
キ 事前に練習日や練習計画を部員で考え、顧問の先生の助言・指導を得てから活動すること。

7 校外生活：第一中学校の名に恥じぬ言動をする。

- (1) 外泊は基本的に禁止する。（双方保護者の了解がある場合はこの限りではない。
六ヶ所村生徒指導推進協議会会則より）
(2) 自転車を利用する場合は、自転車通学生に限らずヘルメットの着用を推奨する。
(3) 公共施設を利用する際は、その施設で定められているルールやマナーを守って利用すること。
(4) 川や海などへの釣り及び遊泳（磯遊び含む）は、必ず保護者同伴で行くこと。

～ 約束事項の検討内容と流れ ～

〈検討してきた日程と内容〉

令和 4 年 5 月 13 日（金）	3. 5. 7 の項目を PTA 生徒指導委員会で検討
5 月 17 日（火）～1.	2. 4. 6 の項目を生徒指導部で検討
7 月 11 日（月）	全項目を各学級で検討→生徒会執行部へ
7 月 21 日（木）	全項目を生徒会執行部で検討
7 月 25 日（月）	全項目を職員で検討
8 月 18 日（木）	全項目を三者（生徒・保護者・教員）代表による検討会で決定
8 月 29 日（月）	学校 HP に「一中生の約束事」をアップ
9 月 1 日（木）	全校学活で生徒会から全校生徒へ「一中生の約束事」の説明
9 月 2 日（金）	「一中生の約束事」を施行

【内容や表記の変更一覧】

令和 5 年 5 月 17 日（水） 文書発信先の変更 指導部→**生徒部** 分掌名変更のため

1 なぜこの約束事があるのか（2）制服及びの「制服及び」を「制服**の**」に訂正。記述の間違いによる。